

ご準備いただく書類

1. 持ち家にお住まいであった方

概算賠償をご希望される場合は、はじめに下記（１）の書類の写しをご準備いただき、実際に費用をご負担された後に下記（２）の書類の写しを追加でご準備ください。

なお、概算賠償をご希望されない場合は、下記（２）と同様の書類をご準備ください。

（１）概算賠償に必要な書類

住宅・宅地を再取得される場合	不動産購入申込書、買付証明書、不動産売買契約書 設計・監理業務委託契約書など
新築、建替え、修繕を行われる場合	工事見積書、工事請負契約書、設計・監理業務委託契約書など
賃貸物件に移住される場合	賃貸借契約書、定期借家契約書 (契約更新される際は、変更契約書、更新通知書) など

（２）確定賠償に必要な書類

住宅・宅地を再取得される場合	領収書、振込依頼書など
新築、建替え、修繕を行われる場合	
賃貸物件に移住される場合	領収書、口座振替（納入）通知書、振込依頼書、払込受領書など

*ご請求者さま毎に賠償金額のご請求をいただくため、共有資産等につきましては、ご請求者さま毎のご負担分にもとづき領収書等を取っていただきますようお願いいたします。

2. 借家にお住まいであった方

定額で賠償金をお支払いいたしますので証明書類のご準備は不要です。

*当社事故発生時点にお住まいの借家の家賃が、統計に基づく避難指示区域内の家賃よりも低廉であって、定額を超える差額が発生する場合には、従前の借家の家賃を確認させていただきますので、当社事故発生時点の借家の賃借料（家賃等）がわかる賃貸借契約書の写しおよび領収書をご準備ください。

*必要に応じて、新たな生活の本拠の賃貸借契約書または領収書等を確認させていただく場合があります。

3. 住居以外の建物修復に係る費用をご請求される方

上記1の「新築、建替え、修繕を行われる場合」と同様の書類をご準備ください。